

「介護予防・日常生活支援総合事業：第1号訪問介護事業」金額表

※自己負担分は1割・2割又は3割となります。

訪問介護相当サービス（独自） 1ヵ月当たり

区分	請求額	保険分	自己負担分
訪問型サービスⅠ 1週間に1回程度必要と認められたご利用者	11,720円	10,548円	1,172円
訪問型サービスⅡ 1週間に2回程度必要と認められたご利用者	23,420円	21,078円	2,342円
訪問型サービスⅢ 1週間に2回程度を超える必要が認められたご利用者	37,150円	33,435円	3,715円

<その他留意事項>

- (1) 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- (2) 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護ケアマネジメントに基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護予防・日常生活支援サービス費体系により計算されます。
- (3) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合
- (4) その他の加算として、指定訪問介護では、サービス提供責任者がご利用者の緊急時にケアマネージャーと連携を図り元々計画に無かったサービスでケアマネージャーが認めた労力(身体介護)を要した場合に以下の加算を算定できるものとします。

- ①緊急時訪問介護加算 1回につき1,000円
(ご利用者負担は、1割の100円になります。)

また、新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合に以下の加算を算定できるものとします。

②初回加算 1回につき2,000円

(ご利用者負担は、1割の200円になります。)

サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行なったアセスメント結果に基づき、訪問介護計画を作成して、理学療法士等と連携して計画に基づくサービス提供を行なった場合、初回の訪問介護が行なわれた日から3ヶ月間のみ以下の加算を算定できるものとします。

③生活機能向上連携加算 1ヶ月につき1,000円

(ご利用者負担は、1割の100円になります。)

(5) 介護職員処遇改善加算として、算定要件に合致する場合に以下の加算率の金額を利用料金に上乘せします。

(一) 介護職員処遇改善加算 (I)

所定単位数に13.7%を乗じた単位数

(二) 介護職員処遇改善加算 (II)

所定単位数に10.0%を乗じた単位数

(三) 介護職員処遇改善加算 (III)

所定単位数に5.5%を乗じた単位数

(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)

介護職員処遇改善加算 (III) の90%

(五) 介護職員処遇改善加算 (V)

介護職員処遇改善加算 (III) の80%

(6) ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険又は、介護給付から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(7) 介護保険または介護予防からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。